

平成22年度 第1回 高齢者支援部会議事録

日 時：平成22年8月25日(水) 20:00～

場 所：市役所庁舎 10階 第5B会議室

(会議次第)

1. 開 会
2. 部会長選出
3. 副部会長選出
4. 議 題
 - (1) 帯広市高齢者バス券交付事業にかかる新制度創設について
 - (2) 地域密着型サービス施設の公募状況について
 - (3) その他
5. 閉 会

(出席委員)

坂井委員(部会長)、樋渡委員(副部会長)、笹岡委員、松崎委員、後藤専門委員、須賀専門委員、菅原専門委員、富原専門委員、畠山専門委員

(事務局)

高齢者福祉課：大谷課長、藤田総合相談窓口担当課長補佐、金田地域包括支援センター担当課長補佐、櫻田係長

介護保険課：鈴木課長、三好課長補佐、服部管理担当課長補佐

(議事録)

○事務局

健康生活支援審議会に引き続き、高齢者支援部会にご出席いただきまして有難うございます。

開会に先立ちまして、今回新しい委員及び専門委員の方もおられますので、まず始めに、自己紹介をお願いしたいと存じます。

それでは、坂井委員からお願いいたします。

《各委員・専門委員の自己紹介》

○事務局

ありがとうございました。

続きまして、本部会の事務局を担当いたします職員について紹介させていただきます。

《高齢者福祉課、介護保険課職員の自己紹介》

○事務局

以上、よろしくお願いいたします。

それでは、ただ今から、第1回帯広市健康生活支援審議会高齢者支援部会を開催させていただきます。

本日は、委員及び専門委員9名中、全員のご出席をいただいておりますので、本専門部会は、帯広市健康生活支援審議会条例施行規則第4条第1項の規定により、成立しております。

次に次第の2. 部会長の選出でございますが、本日が初めての部会となりますので、部会長選出まで、事務局が進行を務めさせていただきます。

部会長の選出は、帯広市健康生活支援審議会条例施行規則第3条第4項の規定により、委員の中から皆様の選挙により定めるものとされております。

早速ではございますが、部会長の選出について、どのような方法にいたしましょうか、お計りいたします。

○委員

指名推薦の提案をいたします。

○事務局

ただ今、指名推薦のご提案がございましたが、部会長の選出は、指名推薦によるものとしてよろしいでしょうか。

《 委員の同意 》

○事務局

それでは、指名推薦をお願いいたします。

○委員

部会長に、引き続き、坂井委員を推薦いたします。

○事務局

ただ今、部会長に坂井委員の推薦がございました。他にご推薦はございませんか。

《 推薦なし 》

○事務局

坂井委員の部会長推薦がありましたので、坂井委員を部会長とさせていただくことにご異議ありませんか。

《 異議なし 》

○事務局

それでは、部会長は坂井委員に決定いたしました。

坂井部会長には、正面の席にお着きいただき、ご挨拶いただいたあと、今後の議事の進行をお願いいたします。

○部会長

《 ご 挨拶 》

それでは、次第の3. 副部会長の選出です。副部会長は、審議会条例施行規則第3条第6項の規定により、部会長が指名ということですので、私から指名させていただきます。

副部会長には、引き続き樋渡委員にお願いしたいと思います。樋渡委員よろしいでしょうか。

《 指 名 承 諾 》

○部会長

こちらの席にお着きいただき、ご挨拶お願いいたします。

○副部会長

《 ご 挨拶 》

○部会長

次に、次第の4. 会議に入らせていただきます。

最初に、(1) 帯広市高齢者バス券交付事業にかかる新制度創設について、事務局より説明願います。

○事務局（配付資料により説明）

高齢者バス券制度の現状と経過をご説明します。新制度の創設は市長の公約になっておりますので、新しい制度に向けての審議となり、来年度から実施させていただきたいと思っています。

まず、目的ですが、高齢者が健康で生きがいを持って生活できるよう、積極的な社会参加を促すため、その支援の一助として実施するものです。

対象者は、70歳以上の高齢者で、前々年の所得税又は前年の住民税が非課税の方です。

次に実施の内容ですが、対象者の方に交付申請書を送付し、申請した方に年間8,000円分のバス券を交付しております。

バスの利用区間は、十勝バス及び北海道拓殖バスの運行路線で、発着が帯広市内のバス停である場

合と、大正地区の乗合タクシーと川西地区の乗合バスにも使用できます。

制度の見直し経過と交付状況ですが、この制度は平成3年度から開始をしております、この間、見直しをしております。当初は、70歳以上の方全員に対して年間48枚の無料券を交付しております。平成17年度には、行財政改革もあり、70歳以上で住民税非課税世帯の方を対象に年間8,000円分の無料券を交付することになり、平成19年度には、所得税非課税世帯の方も含めることになりました。平成19年度の交付状況を見ますと、70歳以上の人口25,696人に対しまして、交付対象者が10,841人となっており、平成16年度と比べますと、所得条件を設けたことなどもありまして、対象者数は約半分ほどになっており、交付者数も同様となっています。議会での議論などもありまして、更に平成21年度には、世帯非課税から個人非課税へと条件を緩和しております。これによりまして、交付者数は約1.6倍になっております。平成21年度と平成22年度は、この制度を継続実施しております。

次に、資料2枚目の、高齢者バス券交付事業の新制度創設でございます。まず、(1)ですが、庁内検討委員会を設置して審議させていただくことになりました。設置趣旨は、市長公約で新たな高齢者のバス券事業の創設が取り上げられ、公共交通にかかる様々な視点から、抜本的に新制度創設への研究が必要となり、関係する部署による検討委員会を設置するはこびとなりました。更に、市民アンケートの結果・分析を取り入れながら、新制度案の方向性を確定していきたいと考えております。

委員会の構成ですが、企画課、交通安全の観点から安心安全推進課、公共交通の所管課である商業まちづくり課、都市計画課、そして高齢者福祉課となっています。

今後、3回ほど検討委員会を開催し、バス事業者、高齢者団体などとの協議、意見・提言を踏まえ、健康生活支援審議会高齢者支援部会での経過説明、所管の厚生委員会における審議を経て、平成23年度からの実施を目指したいと考えております。

(2)の市民アンケートの実施ですが、平成22年度中に新制度に向けた検証をするため、書面方式による実態調査を行いたいと考えております。この調査では、主に、高齢者の移動手段、バス利用の頻度、使用額など、実態の把握と高齢者バス券事業への評価、新制度の要望などについておたずねしたいと考えています。調査対象は、約1,000人で、今年度に交付した方、交付対象者ですが申請していない方、そして交付対象外の方の3つに区分して、8月の下旬に発送し9月中旬には回収し、9月下旬には集計する予定でおります。

高齢者バス券についての説明は以上です。

○部会長

ただ今の説明について、ご意見やご質問はございますか。

○部会長

公約の表現が、抽象的で具体的なニュアンスが掴みかねるのでお伺いしたい。市長公約では、どういう方向性を持って、新たなバス券事業を考えているのですか。なるべく多くの人にとということですか。

○事務局

当初、所得制限を設けておらず、平成3年から平成16年まで70歳以上の方全員に48枚の無料バス券を、距離、運賃に関係なく交付していました。

その後所得制限を加え、低所得者対策的な制度に変え、さらに平成21年度には条件を緩和して、非課税の個人の方に拡大した経過があります。

新しい公約では、所得制限を廃止し、70歳以上全員に交付し、場合によっては一部負担をいただくことも考えることとしています。さらに、出来得る限り早い時期、平成23年度に実施したいということです。この4つの項目を課題として検討、分析し、意見を参考にしながら進めたいと考えています。

○部会長

当初、市の財政が厳しいという中、事務事業の見直しをかけた中でこの流れになりましたが、また財源が戻ることにはなりますが、そこは担保されているのですか。そのようにしたいが、どこかで妥協点を見つけなければならないというニュアンスでしょうか。

○事務局

現在、約7千万円くらいの予算規模でございますが、予算額もあまり大きくならないように、場合によっては自己負担をしていただきながらということを検討してまいりたいと考えています。要は財源です。平成16年度までは委託方式で各事業所に9,800万円の支払いをしておりましたが、平成17年度には5,000万円を下回る実績でした。ただ、バスのPR、高齢者に対するPRが不足しているという議論や、交付率や使用率が低いという議論などもあり、その後、いろいろと検討を重ねてまいりました。問題は財源だと思えます。

○部会長

他になければ、続きます、(2)地域密着型サービス施設の公募状況について、事務局より説明願います。

○事務局（配付資料により説明）

この地域密着型サービス事業者の公募については、地域密着型サービス運営委員会の審議事項となっておりますが、当審議会からも地域密着型サービス運営委員会に参加いただいておりますので、ご報告申し上げます。

昨年度、第四期介護保険事業計画に基づいて、東日常圏域と鉄南日常圏域について公募させていただき、事業者も決まり、既に着工しております。この両地域とも今年度の末、平成23年3月ころになると思いますが、開設する予定で進めております。

今年の公募の分については、資料（地図）の平成23年度の整備予定というところですが、広陽・若葉日常圏域に小規模特養を1箇所、西帯広・開西日常圏域に小規模特養を1箇所、南日常圏域に小規模多機能を1箇所、そして川西・大正日常圏域に小規模多機能を1箇所ということで、公募しておりました。公募期間は、今年の4月初めから6月15日までの期間でしたが、川西・大正日常圏域については応募がなかったということでございます。そのため、8月2日から9月30日までの約2ヶ

月にわたって再公募をかけております。広陽・若葉日常圏域は1事業者の応募があり、西帯広・開西日常圏域は2事業者の応募、南日常圏域は1事業者の応募がありました。現在、選考途中ですので、今後、8月27日に予定しております、地域密着型サービス運営委員会で審議し、市長に報告し、決定することになります。9月初旬の公表を予定しています。川西・大正日常圏域について小規模多機能の応募がなかったということで再公募していると申しましたが、同じ圏域で公募しても難しいということで、圏域を川西・大正に限定せず広げて、条件を緩和して再公募をかけております。第四期介護保険事業計画で計画したサービス量を確保することが一番重要だということで、まずは、計画した事業をできるだけ完全に実施したいという趣旨で、圏域を広げて応募しやすい形をとって、再公募をかけております。

○部会長

利用する方の圏域を広げたのですか？

○事務局

利用する方は、現在4か所の小規模多機能型居宅介護事業所が開設されています。実際は大正からの利用者もあり、クロスしております。今はまだ8圏域全てあるわけではなく、いろいろな地域から入所している状況となっています。本当は8圏域全部そろえば、徐々に近いところにシフトしていくのではないかと考えていますが、現状はそういう状況です。特養の待機者が多いということもあり、できるだけサービス量を確保するという趣旨で圏域を広げて公募させていただいたということです。ただ、川西大正圏域で応募があれば、それを利用する配慮をしていかなければと思っています。

皆様方にぜひ、この圏域の再公募の情報など、ご相談があれば、PRをお願いしたいと思います。

○部会長

再度確認したいのですが、公募対象というのは事業所ですね。

○事務局

そうです。

○部会長

ただ、どこに作ってもいいというわけではないということですね。そもそもそう考えたとき、圏域分けしたときのエリアの広さ、面積・人口のバランスが悪いくようになりますね。

○事務局

当初から川西大正地域は高齢者の数は、1,900人くらいということで、他の地域に比べると半分が3分の1くらいですので、なかなか採算性に合いません。当初からわかっていたことですが、やはり、川西・大正の人達もサービスを受けることが望ましいと思います。

○部会長

圏域分けをしたからには柔軟に運営していくことが望ましいでしょうね。

○委員

施設というのは、古い家を改装したり、公営住宅の空き室を利用したりすることにも制限はあるのですか。

○事務局

小規模多機能型につきましては、少し大きめの既存の住宅を改修することは可能です。国の補助金の対象になります。実際に古い建物を使っているものもあります。

○委員

一般住宅ですか。

○事務局

少し大きめの一般住宅です。

○委員

公募となると、新たな場所で新たに建てるとなれば、新規ということがイメージとしてあります。小規模であればアパートを改装するとかいろいろ考えられます。

○事務局

小規模特養となると29床とか設置基準があり、少し難しいですが、小規模多機能であれば一般住宅を改修するのは可能です。

○部会長

帯広はそんなにありませんが、本州はわりと一般住宅を小規模グループホーム化したような、生活感が家そのものにあって、高齢者が落ち着いて過ごすことが出来るものがあります。帯広にないわけではないですが、その規模となるとなかなか新規で出来ないのかなと思います。

○部会長

その他に何かご質問、ご意見はありますか。

それでは(3)その他について事務局から何かございますか。

○事務局

今、話題となっている、100歳以上の高齢者の所在不明ですが、今年7月29日に東京都足立区でミイラ化した男性が発見されました。さらに8月2日に都内最高齢の113歳の女性が住民登録地に住んでいないということなどがあり、国が全国の自治体に確認作業を指示しました。道内では岩見沢市で2人

所在不明、旭川で1人不明、札幌も1人所在不明。帯広では、今年度中に100歳になる方を含め、今年度中に100歳になる方28名、100歳以上の方が48名、合計76名を全て居住確認させていただいたところ、58%にあたる44名が介護保健施設、あるいは病院に入っている方でした。残りの42%、32名は在宅です。在宅のうち、介護保険サービスを受けている24名は介護サービス利用状況から安否を確認しました。残り8名については、民生委員の協力をお願いしたり直接訪問や電話をしたりしました。合計76名の方は帯広市では所在確認できました。

今日の新聞に出ていた、128歳の戸籍上の生存者については、住民登録上どこにいるかはわかりません。ただ戸籍上は128歳の方が生存となっているということが新聞に掲載されていました。

戸籍関係については、高齢者福祉サイドからいくと、そこまで調査するには権限がなく、所管は戸籍住民課が担当しています。

このようなことは全国的に増えつつある中で、戸籍の除籍については、行政としても横の連携、他市町村との連携が厳しく問われてくるのではないかと思います。

昨日、厚生委員会があり100歳以下をどうするかという議論がありました。旭川は75歳以上、岩見沢は65歳以上全員を調査すると表明していますが、私どもも国、道の指導、他市町村の状況を見ながら判断していきたいということで、厚生委員会では答弁しております。

○部会長

なぜ、120歳以上の方の戸籍が残り続けているという不自然さに気がつかなかったのでしょうか。そして、今おっしゃったように、100歳以下でも気づかなかったのでしょうか。

○事務局

東京の男性がミイラ化した件は、年金不正受給、犯罪になります。113歳の女性の場合も年金不正受給が関係しています。個人的に考えるところでは、やはり亡くなられたときは、身内の方がきちんと死亡届を出す、所在不明となれば警察に捜索願を出す、そのことによって住民票や戸籍は法的に削除できます。その手続きについては身内の方がきちんと基本的な措置をとっていただきたいと思います。

○事務局

次回の高齢者支援部会については、11月を予定しておりますが、日程については、部会長と相談してご案内したいと思います。

○部会長

それでは、本日の高齢者支援部会はこれにて閉会といたします。任期が2年間ありますので、皆様のご協力の下で、実りある部会にしたいと思います。有難うございました。